

地区センターの利用料金及び利用料金の減免に関する要綱

1 趣旨

この要綱は、横浜市地区センター条例第9条第2項に規定する利用料金並びに横浜市地区センター条例第10条及び横浜市地区センター条例施行規則第7条に規定する利用料金の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

2 利用料金の設定又は変更等

- (1) 指定管理者は、利用料金を設定又は変更しようとする場合、区長あての利用料金承認申請書（第1号様式）を区役所地域振興課に提出しなければならない。
- (2) 前号の申請書には、算出根拠を示した各室の利用料金表、その他区長の必要と認める書類を添付しなければならない。
- (3) 区長は、利用料金の設定又は変更の申請があった場合は、利用料金承認申請報告書（第2号様式）にて市民局長に報告するものとする。
- (4) 区長は、同項（1）の申請があった場合、算出根拠を示した各室の利用料金表が地区センターの設置理念や管理・運営に係る収支等と照らし合わせて妥当であるか否かを審査し、承認・不承認を決定する。
- (5) 区長は、前号の決定後速やかに指定管理者に対し、利用料金承認・不承認通知書（第3号様式）を交付する。

3 利用料金の減免基準等

- (1) 指定管理者は、利用料金の減免基準を定めようとする場合、区長あての利用料金の減免基準承認申請書（第4号様式）を区役所地域振興課に提出しなければならない。
- (2) 前号の申請書には、利用料金の減免基準、その他区長の必要と認める書類を添付しなければならない。
- (3) 区長は、同項（1）の申請があった場合、妥当であるか否かを審査し、承認・不承認を決定する。
- (4) 区長は、前号の決定後速やかに指定管理者に対し、利用料金の減免基準承認・不承認通知書（第5号様式）を交付する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

（経過措置）

指定管理者制度に移行するまでの間については、第2項及び第3項中「指定管理者」とあるのは、「地区センターの管理の委託を受けた者」と読み替えるものとする。

（施行期日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和5年1月31日から施行する。

第1号様式

年 月 日

利用料金承認申請書

(申請先)

区 長

横浜市〇〇地区センター指定管理者

横浜市〇〇地区センターの利用料金について、設定・変更を行いますので、次のとおり申請します。

1 各室の利用料金表(案)

別紙のとおり

2 施行予定日

年 月 日

担当:

第2号様式

年 月 日

利用料金承認申請報告書

市民局長

区長

横浜市〇〇地区センターの利用料金について、別紙のとおり申請がありましたので、報告します。

担当:

第3号様式

年 月 日

利用料金承認・不承認通知書

横浜市〇〇地区センター指定管理者 様

区 長

年 月 日に申請のありました、横浜市〇〇地区センターの利用料金の設定・変更について、次のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

決定事項

利用料金の設定・変更について承認・不承認します。

(承認の場合 利用料金表を添付／不承認の場合 理由を明記)

担当:

第4号様式

年 月 日

利用料金の減免基準承認申請書

(申請先)

区 長

横浜市〇〇地区センター指定管理者

横浜市〇〇地区センターの利用料金の減免の基準について、次のように申請します。

1 利用料金の減免基準(案)

別紙のとおり

2 施行予定日

年 月 日

担当:

第5号様式

年 月 日

利用料金の減免基準承認・不承認通知書

横浜市〇〇地区センター指定管理者 様

区 長

年 月 日に申請のありました、横浜市〇〇地区センターの利用料金の減免基準について、次のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

決定事項

利用料金の減免基準について承認・不承認します。

(承認の場合 減免基準を添付／不承認の場合 理由を明記)

担当: